

4
No.200

行政ぐんま

2026 GYOSEI-GUNMA

特集 75周年記念鼎談

創刊200号記念企画
「行政ぐんまの歩み」

群馬会賀詞交歓会



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

三者鼎談

昭和26年2月22日に「行政書士法」が公布され、その日にちなみ2月22日を「行政書士記念日」と定めていますが、令和8年で75周年を迎えました。これを記念し、当会名誉会長山本一太群馬県知事、宮本重則日本行政書士会連合会会長及び古田島俊憲群馬県行政書士会会長の三者による鼎談が行われました。今回「行政ぐんま」200号の表紙を飾ったのは、その時の一葉です。（令和7年12月11日木曜日、午前9時～9時45分、群馬県庁応接室）

鼎談のテーマは、行政書士制度75周年と改正行政書士法の施行について及び群馬県における行政手続きのデジタル化の現状と課題についてです。詳しくは、75周年記念鼎談特集記事をご覧くださいと存じます。

（広報部長 後藤康徳）

01 特集記事

- ・行政書士制度 75 周年・改正行政書士法施行記念
群馬県知事・日行連会長・群馬会会長との鼎談…………… 2
- ・創刊 200 号記念企画「行政ぐんまのあゆみ」…………… 広報部 …… 10
- ・令和 8 年 新年賀詞交歓会 開催報告…………… 広報部長 後藤 康德 …… 15

02 本会のうごき

- ・知っ得情報…………… 会長 古田島俊憲 …… 19
- ・行政書士記念日対面無料相談会開催のご報告…………… 広報部部長 小林 大栄 …… 20
- ・会務報告 1 月…………… 21
- ・会務報告 2 月…………… 22

03 日行連ニュース

- ・令和 8 年 日行連新年賀詞交歓会出席報告…………… 広報部長 後藤 康德 …… 23
- ・令和 7 年度 全国広報担当者会議出席報告…………… 広報部長 後藤 康德 …… 24

04 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～…………… 25

05 お願い・連絡事項

- ・行政書士の変更登録の申請時に個人番号（マイナンバー）の提供が必須となります
会長 古田島俊憲 …… 26
- ・令和 8 年度会費納入についてのご案内…………… 28
- ・分科会員の募集について…………… 29
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について…………… 30

(公社) コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

- ・2026 年は制度改革の年 ― 成年後見制度見直しの動向と支部としての対応 ―
…………… コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子 …… 31
- ・初めての伊勢崎相談会開催に携わって…………… コスモスぐんま 大和 成子 …… 32
- ・令和 7 年度 第 2 回 群馬県成年後見制度利用促進協議会 開催報告
…………… コスモスぐんま支部長 上原 陽子 …… 33
- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ…………… コスモスぐんま支部長 上原 陽子 …… 34

06 登録事項変更…………… 35

編集後記

行政書士制度75周年・改正行政書士法施行記念 群馬県知事・日行連会長・群馬会会長との鼎談

日 時：令和7年12月11日（木）午前9時から午前9時45分

場 所：群馬県庁 6階 秘書課応接室

鼎談者：山本 一太 群馬県知事

宮本 重則 日本行政書士会連合会会長

古田島俊憲 群馬県行政書士会会長



1. はじめに

【古田島群馬会会長】



私たち行政書士は、群馬県には1,100名以上、全国には5万4千名以上おり、住民と行政の架け橋として、日夜業務に精励しています。

令和8年2月で行政書士制度が創設されて75周年を迎え、また、令和

7年6月の通常国会で成立した改正行政書士法が令和8年1月から施行されました。

この機会を捉えて、宮本会長とともに、山本知事から、行政書士に対する期待や群馬県の魅力などについてお聞かせいただきたいと思います。

2. 行政書士の役割と期待

【宮本日行連会長】



日本行政書士会連合会は、全国に5万4千名の会員を擁する非常に大きな組織になりました。

行政書士は、全国1,741市区町村のうち1,539市区町村において業務に精励しており、市区町村カバー率は88.4

パーセント、人口カバー率は99.5パーセントと、全国津々浦々で業務を行なっています。

現在、私が掲げているのは、「かかりつけ行政書士を全国標準にしましょう。」というスローガンです。

困りごとを抱える国民に、国民の権利利益の実現



に資することを使命とする私たち行政書士は寄り添っています。群馬県庁への各種申請の代理手続きは、ほぼすべてが行政書士業務と

言っても過言ではなく、県庁以外でも、警察、消防、運輸関係などの代理申請も私たちの業務ですので、そういったところで国民の皆様のお役に立っているものと自負しています。

群馬県は、災害の少ない県と伺っていますが、大規模な災害が発生したときに、私たち行政書士は、社会貢献の一環として、罹災証明書の発行手続きや自動車の廃車手続きなどの支援に取り組んでいます。先の能登半島地震では、倒壊家屋の公費解体の申請手続きに取り組みました。私も、東日本大震災が発生した時には、実際に現地へ赴き、罹災証明書の発行手続きの支援を行いました。

また、大きな取組みとしては、待ったなしの行政手続きのデジタル化への対応です。私たち行政書士が、住民や各種事業者に代わって、私たちのGビズIDで、諸々の申請の代理手続きができるように進めていますので、そういったところもさらに推進を強化していきたいと考えています。

やはり、私たち行政書士の強みは、行政に一番近い資格であるということです。いたるところで無料相談会を開催し、防災協定を結ぶなど、もっとも官公署と連携している資格だと思いますので、そのようなところをより一層推し進めていきたいと考えています。公務員の数が増え、人が足りないということも聞き及んでいますので、是非、そのような面でも行政書士を活用していただきながら、お互い連携していければと思います。

【山本群馬県知事】

まず、宮本会長、古田島会長、このような機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

また、宮本会長には、群馬県へ、ようこそお出でくださいました。心から歓迎いたします。

今、いろいろと宮本会長からお話を伺いましたが、行政書士会の皆様の日頃の活躍には、私としても感謝をし、大変な期待をしています。

行政書士の皆さんは、県民に身近で、何でも相談しやすい存在だと思っています。宮本会長がおっしゃったように、群馬県は確かに災害の少ない県ですが、何かあったときの様々な申請などは、行政書士の皆さんが、住民の方々に支えてくださっているものと認識しています。

これまで、時代の変化や制度改正に対応して法改正も度々行われていますが、行政書士の皆様ができる仕事の範囲も増え、より一層、一般の住民の方々に貢献していただくという流れができていますし、デジタル化への対応も進めていただいています。日本が世界のデジタル競争力において大きな遅れをとっているので、行政書士会の皆様DX化のイニシアティブを取っていただいていることは、大変ありがたく思っています。DX等による質の高い行政サービスを提供することとする本県の方針とも合致していますので、その点は県政推進に大きな後押しになるものと非常に期待しています。

やはり、世の中はどんどん変わっていく、複雑化していくという中で、行政書士の方々ができる仕事も増える、活躍の現場も増えるからこそ、行政書士会もより一層進化していただきたいと思っています。

私、群馬県知事の究極の目的は、「県民幸福度の向上」なので、行政書士の皆さんの能力を住民生活の向上、幸福度の向上に活かしていただければと思います。

いろいろな分野で、連携しながら、「県民幸福度の向上」に資するような関係を作っていければと思います。

3. 改正行政書士法の施行

【古田島群馬会会長】

次に、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法は、私たち行政書士の悲願とも言える内容であり、県

民・国民の皆様、事業者の皆様と行政との架け橋の役割を、これまで以上に担うことができるようになると考えています。

宮本会長には、法改正に至った経緯や改正法の概要、法改正による効果や期待等をご説明いただきたいと思っています。

【宮本日行連会長】

行政書士法は、昭和26年に公布・施行されてから、聴聞・弁明手続きの代理、行政不服申立て手続きの代理など、逐次、業務の拡充が図られてきました。令和8年1月に施行された改正行政書士法には五つの大きな柱があります。

一つ目は、法第1条の目的規定が使命規定に改められたことです。「国民の権利利益の実現」という文言は、以前の法改正で加えられたのですが、今回の法改正で、国民の権利利益の実現に資することが使命であるということになったのです。この使命を果たしていくには行政書士一人ひとりの資質の向上が重要ですので、倫理的なものも含めて資質を向上していかなければいけないと思っています。

二つ目は、職責規定が新設され、そこにデジタル化に対応する専門家である旨が士業法としては初めて規定されたことです。

日本は、デジタル化が遅れています。私たち行政書士も遅れています。これは、例えば、外国人の出入国関係は出入国在留管理庁、酒類の販売免許の申請は国税庁などと、各省庁が所管する手続きが各方面にわたっていることが原因であると考えています。デジタルに対応することが努力義務として課されたので、今後は国民からの依頼に応じることはできないというのはもう許されない状態です。しっかりとデジタル化に対応する研修を実施するなど、体制を充実させる必要性を感じているところです。

三つ目は、特定行政書士の業務範囲が拡大されたことです。これまで、災害発生時などに、本人が給付金を申請して不支給になった時に、弁護士のみが代理人として不服申立てを行うことができていました。行政書士は代理することができなかつたのです。なぜなら、これまで、行政書士が作成した書類に

ついでのみ不服申立てを行うことができるという限定があったためです。それが今回の改正で、本人が申請した場合でも、特定行政書士が不服申立ての代理ができるようになりました。これが大きなポイントです。

四つ目は、業務の制限規定の趣旨が明確になったことです。当時、コロナの給付金や各種補助金の代理申請を行い、多額の報酬を受け取っているブローカー等の存在が社会問題となっていました。

「報酬を得て行政書士業務をやってはいけない」と彼らに警告すると、彼らは「私たちは書類作成業務では金をもらってない。コンサルティング料や会費でもらっている。」と必ず言い逃れをします。

これまでもそのような言い逃れは認められなかったのですが、非行政書士を規制する条文がわかりにくいのではないかとということで、「いかなる名目によるかを問わず」という文言が追加されたということです。例えば、会費を取って申請書類を作成しているものは全部アウトだし、物品販売や工事をして、警察や消防に届ける書類を作成するということも基本的に駄目なので、そのようなところでブローカー等には影響が及ぶこととなります。今後は、私たちがきちんと受け皿にならなくてはならないと決意を新たにしています。

最後の五つ目は、両罰規定が整備されたことです。これまでは、会社の従業員が行政書士法の制限に違反をしても、その者を雇用している会社等の法人を罰する規定はなかったのですが、今回新たに、違反者が所属する法人を併せて罰する規定ができました。この改正により、行政書士又は行政書士法人でない者による違反事案についての罰則の実効性が大きく向上しました。

以上が今回の改正法の概要などです。

【古田島群馬会会長】

ありがとうございました。

行政のお立場で群馬県政を担われている山本知事は、今般の行政書士法の改正をどのようにとらえましたか。

【山本群馬県知事】

宮本会長のお話を聞いていて、いくつか印象に残っ

たことがあります。今般の改正が、デジタル社会が急速に進展するなど、我が国の社会や行政書士制度を取り巻く状況が大きく変化をしていることを踏まえ、今までできなかったことができるようになった、広がったというのは良いことだと思いますし、行政書士の皆さんの使命が定義されたことは、すごく大きなことだと思います。また、補助金の申請に携わる悪質なブローカーのような存在をうまく取り締まるとか、減らしていくことがこれまで以上にできるようになったというのはすごく大きいことだと思います。

地方自治体や国が補助金を出すと、必ずそういう人たちが出てきます。コロナ禍のときもそうでしたが、補助金を出すと、必ずそれを悪用する者が出てきますし、正当な用途にというより、まさにお金儲けのためみたいな話になってしまう可能性もあります。補助金は、効果的なものですが、きちんと使われないといけないので、宮本会長がおっしゃった点は知事としても大変注目しているところでありますし、こういうところで行政書士会の皆さんに活躍していただけるようになったというのはよかったですのではないかと思います。

【古田島群馬会会長】

ありがとうございます。群馬会としても、県のご協力により、「行政書士でない者による書類の作成は違法である」旨の非行政書士排除のプレートを作成して、県庁や県の出先機関の窓口には置かせていただいております。引き続きお願いしたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

【宮本日行連会長】

非行政書士の排除プレートは、結構、ブローカーの抑止力になります。

4. 群馬県における行政手続きのデジタル化の現状と課題について

【古田島群馬会会長】

続いて、現在、デジタル社会の形成に向けた動きが加速する中、日行連では、政府のデジタル施策と密に連携して、我が国の経済の持続的かつ健全な発展と

国民の幸福な生活の実現に寄与すべきと考え、必要な対応を進めています。

群馬県における行政手続きのデジタル化の現状と課題、行政書士に対する期待について、山本知事からお話をいただけますか。

【山本群馬県知事】

群馬県では、令和3年3月に「群馬県DXアクションプラン」を策定し、DX等による新しい行政の確立、職員の能力を最大化できる働き方改革という目標に対して13の取組みを進め、その一つとして、行政手続きのデジタル化を推進してきました。

デジタル化を進めるに当たっては、国等による定めがなく、県の裁量で申請方法を定めることができる許認可や届出の手続きのうち、年間の処理件数が50件以上のものを対象にして、電子申請システム等を活用したデジタル化に取り組み、押印や添付書類の見直しと併せて、対象となった205件の手続きについて、令和6年度末までにすべての手続きでデジタル化を達成しました。

これを受けて、群馬県行財政改革大綱では、令和7年度からの実施計画において、「DX等による質の高い行政サービスの提供」を目標に掲げ、更なるDXの推進を目指しています。具体的には、相談・申請手続きのデジタル化の推進、マイナンバーカードの利活用、県への支払い方法の多様化などに取り組み、県民の利便性の向上を図ることとしています。

例えば、県への支払い方法の多様化では、昭和41年以降、収入証紙で申請手数料などの収納を行ってききましたが、その一方で、申請窓口の近くに収入証紙の販売所がないなどの課題がありましたので、キャッシュレス決済を可能としたり、オンライン申請でのキャッシュレス決済の基盤を整備したり、納付方法の多様化を進めてまいりました。

その結果、収入証紙から他の納付方法への転換について一定の目途が立ったので、令和9年9月末をもって収入証紙の販売を終了して、その利用についても令和10年3月末で終了することとしました。行政手続きをデジタル化することによって、県民の利便性を上げるとともに、行政の効率化を図っているということです。

しかし、複雑な許認可の申請等はやはり専門家のサポートがないと難しいですし、行政手続のデジタル化が普及しても、小規模事業者、高齢者、障がいのある方とか、外国人などへのサポートは必要になると思っています。

群馬県では、総合計画で、20年後のビジョンというのを作っており、その中で「年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」という理想を掲げ、それを基本に物事を動かしていくこととしています。そういう意味で、先ほど申し上げたとおり、みんなが相談しやすい地域に根差した法律の専門家である行政書士の皆さんの協力は不可欠だと思っていますので、今後も是非活躍をしていただきたいと思っています。

【古田島群馬会会長】

ありがとうございました。宮本会長、群馬県における行政手続のデジタル化の現状と課題について、山本知事からお話がありましたが、どのようにお感じになりましたか。

【宮本日行連会長】

山本知事から群馬県のDX化への取り組みをお聞きし、しっかりとした目標と計画を立て、着実に推進していることがよくわかりました。

私も、私たち行政書士もDX化を通じて、知事がお話しになった県民の皆様の幸福度の向上、基本的にはそこに行きつくのではないかと思います。

デジタル化に対応できない方もたくさんいます。例えば、私たち行政書士からすると簡単に思える持続化給付金の電子申請でさえ、国民の皆さんの中には難しいと感じている方がいました。できない方のためにサポートセンターが設置されましたが、デジタル化の急速な進展から取り残されてしまっている方々のサポートを、私たち行政書士がこれからしっかりと取り組まなければなりません。

高齢者や一人暮らしの方が電子申請をきちんとできるかという、なかなか難しい。そのようなときに私たち行政書士がサポートをしていくというのは、絶対必

要だと思っていますので、是非、全力で進めていきたいと思っています。

【山本群馬県知事】

大変期待をしています。

【古田島群馬会会長】

今のDX化の関係のお話なのですが、今後、県でよりDXを深く突き詰めていくときに委員会等が立ち上がる際には、是非行政書士も委員に加えていただきたいと思っています。いろいろとご配慮いただければ幸いです。

【山本群馬県知事】

いろいろな政策を進めていく上で、様々な人たちの意見を聞く必要があると思いますので、行政書士会も含めた皆さんのご意見をしっかりと吸い上げる仕組みを作りながらやっていこうと思っています。

5. 群馬県の魅力

【古田島群馬会会長】

ありがとうございます。それでは、時間も少なくなってきました。最後に、山本知事に群馬県の魅力について語っていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【山本群馬県知事】

群馬県の魅力は、東京から新幹線で50分の場所にありながらこれだけ雄大な自然があり、しかも物価も全国で一番安いこと、それから満員電車もない、大きな家に住める、家賃も安い、災害も少ない、さらにはおいしい農畜産物が食べられるということだと思います。

こういった群馬県の魅力は、私が知事に就任してからの6年間に実施した施策で起爆してしまっていて、移住希望地ランキング1位になったり、あるいは最新のデータではありませんが、実質賃金の伸び率が全国1位になったりしています。

それから、全47都道府県がいわゆる動画チャネ

ルを作って、競って動画配信をする中で、登録者数の伸びが1位です。また、動画の再生回数がダントツの8千万回で、うち2千万回はぐんまちゃんが稼いでいます。

また、日本総研の47都道府県幸福度ランキングによれば、なかには厳しい値もありますが、群馬県は、財政健全度が全国2位にランクインし、企業の本社の流入度が約40位から8位まで上昇しています。このようなことから本県の勢いは間違いなくあるということが出来ます。

また、私の力ではありませんが、1年のうちに高校野球、高校サッカーの両方で日本一になりました。こういうことが累次続いているので、群馬県の魅力は、今起爆しているのではないかと考えています。

それから、何と言っても、古田島会長もそうですが、温かくて、気さくで、親切的な、義理と人情に厚い県民性というのも大きな魅力だと思っています。群馬県の魅力なら、時間があれば何時間でも喋りますけど、まとめるとこんな感じでしょうか。

【宮本日行連会長】

今、まさしく山本知事がおっしゃったところに凝縮されていますが、この話だけで、今度またお聞きしたいですね。

【山本群馬県知事】

それから、群馬県では、デジタルクリエイティブ人材を育てようとしています。本県は製造業が中心でGDPの3割を占めていますので大事にしていますが、もう一つの柱としてデジタルクリエイティブ産業を作りたいと考えています。一言で言うと、エンタメ系産業です。

世の中を動かすのはエンタメだと思っていて、自動車産業を大事にしなければいけない、ものづくりを大事にしなければいけない、農業を大事にしなければ



いけない、草津温泉の旅館の息子としては、もちろん観光も大事にしなければいけないのですが、日本の勝ち筋はエンタメだと思うのです。

今、アニメやゲームなどのコンテンツ産業の市場規模は5兆円と半導体のそれを上回っています。1番は自動車産業が20兆円ですが、経産省は2033年までにエンタメ・コンテンツ産業の海外市場規模を20兆円とする目標を掲げています。20兆円といえば自動車産業と同じです。世の中の格差が広がってくると、人はエンタメに走る傾向があります。インドが良い例です。貧富の差が圧倒的ですが「ボリウッド」(Bollywood)という娯楽にみんなある程度生活の中で夢を見ている。

おそらくこれからそういう潮流になって、エンタメが占める規模が拡大します。東京のように財政に余裕があるわけではないため批判はありますが、今、一生懸命「ワイズスペンディング」(Wise Spending)を徹底して無駄を省くとともに、民間の投資を呼び込んでいるところです。それから、政府とも連携して地方創生の補助金を確保しつつ、本県はこのデジタルクリエイティブ、エンタメを進めて稼いでいきたいと考えています。

【宮本日行連会長】

それはよくわかります。実は、私たち行政書士は外国人の在留資格に関する業務にも携わっているのですが、近頃、エンタメ系の活動を行うために日本に入学して来る外国人が増えています。それで、なぜこの人

材が必要なのかという理由書を作成して出入国在留管理局に提出するのですが、理由を調べているとアニメーションなどのエンタメに携わるとのことなのです。エンタメを目的として日本に渡航する外国人はこれからも伸び続けると思います。

日本総研などのシンクタンクによると、エンタメ系アニメーションだけは唯一伸び続けると言われてい

【山本群馬県知事】

おっしゃるとおりです。このような流れは行政書士会にとってどうなのでしょう。

古田島会長がいるから大丈夫だと思いますが、これからのAI時代に行政書士はどうやって生き残っていくのかとか、やはり人間の感覚でなければできないものだってあると思うのです。

【宮本日行連会長】

AIの普及は、私たち行政書士の課題となっています。これは、行政書士だけではありません。東大法学部でAI模擬裁判を行ったことが話題になりましたが、それこそ土業がいらなくなるという発想に至る。変な話ですが、AIを土業として認めてしまうとか。しかし、最終的には人間が判断することですから、全てを任せってしまうことは危険です。

【山本群馬県知事】

宮本会長は全国の会長だからこれもいろいろ考えたらっしゃると思いますが、やはり実際に人と対峙して相談しないとできないことはあると思います。

某コンサルティング社の友人から聞いた話ですが、最近はずAIが出した回答を提示して、「これどう思う？」というところから議論を始めると言っていました。AI時代に生き残るための危機感を持たなければならぬと思います。

一方で、ある有名な映画監督は、OKなのカリテクなのかは理屈ではなく監督の情念で判断するものであるから、AIが取って変わることはできないとおっしゃっていました。

【宮本日行連会長】

私たちの事務所も、所長のほかは全てAIになるかもしれないですね。

【山本群馬県知事】

これは本当に恐ろしい世界で、私はベトナムの首相と5回会っていますが、会談の場に行く前に、例えば相手のことを調べると、AIが何でも知っています。

ただ、繰り返しになりますが、やはり人間でないとできない部分がありますので、行政書士の皆様には、AIを業務に活用していただき、よりきめ細かな人間にしかできない温かい相談を行っていただきたいと期待しています。

6. おわりに

【古田島群馬会会長】

それでは最後に山本知事、そして宮本会長から一言ずつ、本日の鼎談の総括としてコメントをお願いします。

【山本群馬県知事】

本日は、宮本会長や古田島会長から最近の行政書士制度の改正や行政書士の皆さんの活動についてうかがい、より理解を深めることができ大変感謝しています。

近年の住民ニーズの多様化に伴う行政手続の複雑化や、社会全体がデジタル化する中で、様々な行政手続に精通し、幅広い知識と経験を持つ行政書士の皆様に期待される役割は、今後さらに大きくなるものと考えています。

行政書士会の皆様には、引き続き県政への御協力をお願い申し上げますとともに、日本行政書士会連合会及び群馬県行政書士会の御発展、行政書士の皆様の益々の御活躍を祈念しております。

【宮本日行連会長】

本日は、山本知事から群馬県における行政手続きのデジタル化や行政書士に対する期待を拝聴できましたこと、大変うれしく思います。

私は、ジャーマン・シェパード・ドッグ（アメリカン・カナディアン・ホワイトシェパード）を飼っており、時々、広々としたところで遊ばせたいと首都圏から約100kmとちょうどいい距離にある渋川市に参りますが、自然、食、温泉が豊富な群馬県を、是非とも大きな犬が走り回れるようなドッグランや一緒に入れるレストランやホテルを備え、ペットと飼い主と一緒に楽しめる先進県にもしていただきたいです。

また、今年は、強い「火」のエネルギーを持つと言われる午年の丙午（ひのえうま）で、新しい挑戦や発展が期待される年とされています。

私も、国民の権利利益の実現、幸福度の向上のためなら、犬馬の労をいとわない覚悟で、行政書士会を率いてまいりますので、引き続き、ご指導くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【古田島群馬会会長】

どうもありがとうございました。私も群馬県民として、沢山ある群馬県の魅力を全国にアピールしていきたいと思ひますし、群馬県行政書士会そして会員である行政書士としても、群馬県と県民との架け橋になることができるよう努めてまいりたいと思ひます。

山本知事のますますのご活躍を祈念しますとともに、今後とも行政書士会へのご支援を、何卒よろしくお願ひいたします。

本日は貴重なお時間、誠にありがとうございました。



創刊200号記念企画 「行政ぐんまのあゆみ」

広報部長 後藤 康德

「行政ぐんま」は本号で創刊200号を迎えました。昭和42年7月1日、第5代外丸牲二会長によって、「群馬県行政書士会 會報」として第1号が発刊されて以来、本年で59年目を数えます。59年をかけて200号に到達したこととなります。初期の頃のご苦勞は有ったようで、第2号が発刊された後は期間が空き、約4年後改めて第1号が発刊されたのは昭和47年1月28日、第7代柳沢千太会長の時です。

「會報」から「行政ぐんま」へ名称が変わったのは第23号（昭和55年10月号）から、サイズも当初はB5判でしたが、第100号（平成13年4月号）からは現在のA4判になりました。事務局に保管されている既刊の冊子を開いてみると、その時々の発刊にかかる情熱や思いが伝わって来るようです。

この間、群馬県庁や日本行政書士会連合会をはじめ本誌を育てていただいた多くの機関や読者の方々、記事を寄せていただいた会員方や事務局の皆様、印刷会社や配送会社の皆様がおられました。心からの感謝を申し上げたいと思います。また、これまで企画や編集や校正など発刊に携わってこられた先輩会員のご努力にも感謝の念は尽きません。

今回の「行政ぐんま200号記念記事」では、創刊号に掲載されている外丸会長の「創刊のことば」と共に、これまでの「行政ぐんま」を10号ごとに短いコメント入りで紹介させていただきました。きっと懐かしさを感じていただける方もおられることと思います。

「行政ぐんま」は、群馬県行政書士会のホームページにも掲載しており、広く一般の方もご覧いただくことができますし、県内の図書館にも寄贈しておりますので地域でもご覧いただけます。

今後とも、「行政ぐんま」は、群馬県行政書士会の広報誌として内外の方々に活動内容や行政書士のホットな情報をお伝えするとともに、会員のためにも有益なものとしてまいりたいと考えております。変わらぬご指導ご愛読お引き立てをお願い申し上げます。

第1号①(昭和42年7月)



第1号(創刊号)が発刊されたのは、昭和42年(1967年)7月1日。題名は「群馬県行政書士會報」となっていて時代を感じさせます。

都丸牲二会長の「創刊のことば」に続き、神田坤六知事の祝辞が掲載されています。

(後藤部長)

第1号②(昭和47年1月)



実は、第1号は二つ有ります。最初に出された「會報」は第2号までで、第3号は発刊されなかったようです。2回目の第1号が出されたのは、昭和47年(1972年)1月28日で、約4年の間隔が有ります。

(後藤部長)

第10号(昭和51年10月)



第10号になると、「會報」の文字も新字体になっています。昭和51年(1976年)当時会員数は8百余名、総会は今と同じく代議員制で、一般会員に会務の執行状況等を知っていただくためにも誌面に力を込めていたようです。

(後藤部長)

第20号(昭和55年1月)



昭和55年(1980年)1月を迎え、第20号を数えるに至ります。前年に石油危機が発生し、世の中に危機感が漂っていたようです。後に総理大臣になられた中曽根康弘衆議院議員の「新春ごあいさつ」が若い頃の写真入りで掲載されています。(後藤部長)

第30号(昭和57年7月)



総会号。群馬県民会館にて本会総会開催、総会議事録、支部総会開催、日行連総会。各種役員会・委員会。編集後記に、会員の「生の声」を「心のひろば」欄を設けて、随筆、喜怒哀楽、カット、詩、小説等を掲載したい、と協力依頼。B5全30ページ。

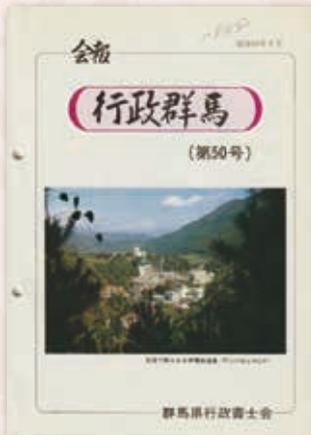
(吉田副部長)

第40号(昭和60年7月)



本会総会特集号。本会役員、支部長の就任の挨拶、定時総会議事録、改正行政書士法、会則、規則など。余白を利用して、同音異義語、都道府県名の由来、難読漢字のコラム。投稿のお願い。B5全68ページ。(吉田副部長)

第50号(昭和63年9月)



群馬県関係各課と本会との業務指導連絡協議会開催。経営事項審査申請手続。「農地転用許可申請手続請求権と時効」(高崎支部M会員)、「会員のひろば」(4名の会員による随筆)。論文、散文、詩歌、写真など投稿の依頼。B5全68ページ。(吉田副部長)

第60号(平成3年4月)



表紙は上信電鉄:上州富岡駅舎を掲載していました。

平成3年1月19日最低賃金改定に伴い、「最低賃金一覧表」を掲載していました。

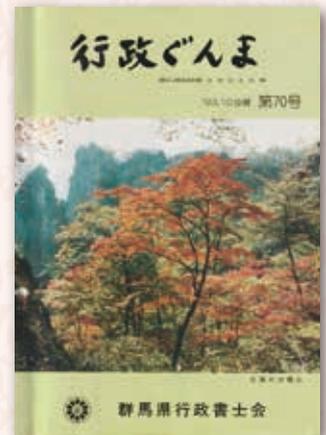
〈群馬県地域別最低賃金〉

1日:4,007円

時間額:501円

(小林部員)

第70号(平成5年10月)



表紙は紅葉の妙義山を掲載していました。

平成5年10月から「公図の閲覧」に手数料の納付が必要を掲載していました。

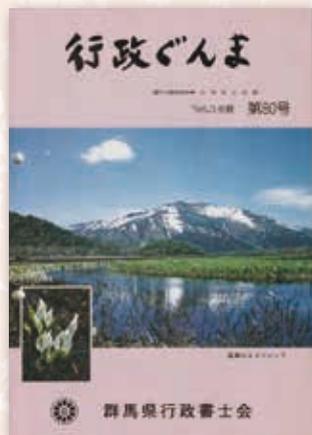
①和紙からポリエステルフィルムに移し替える。

②修正もののチェック費用

閲覧手数料1枚・400円を登記印紙で納付するようになりました。

(小林部員)

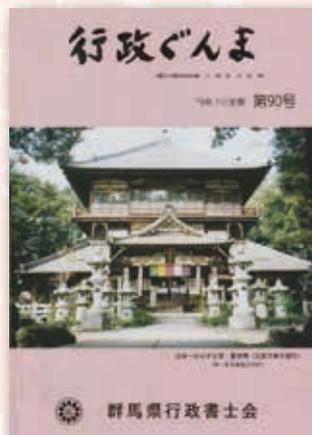
第80号(平成8年3月)



表紙は尾瀬のミズバショウ、全体風景・水芭蕉のアップを掲載していました。

行政書士PR板の設置の報告・お願いが掲載されていました。
〈PR板表示内容〉
書類を提出される皆様へ
行政書士でない者が、業として、報酬を得て官公署に提出する書類を作成する事はできません。
(小林部員)

第90号(平成10年10月)

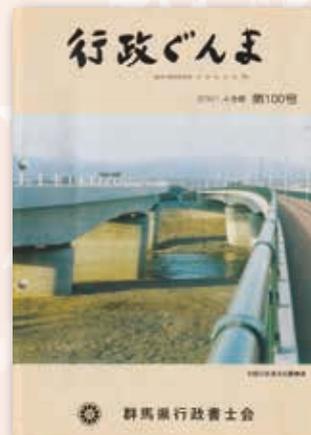


表紙写真は日本一のさざえ堂「曹源寺(太田市東泉町)」です。

当時の広報誌では、会員からの投稿記事を、ジャンルを問わず広く募集していました。90号では、渋川支部会員が投稿した、「ポートフォリオと金融商品」という題の金融に関する解説記事が掲載されています。

(田中部員)

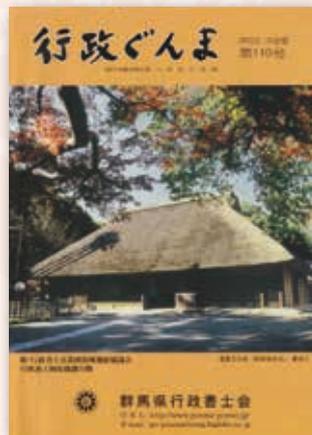
第100号(平成13年4月)



表紙写真は利根川を渡る北関東東道です。行政ぐんま第100号記念かつ行政書士法公布から50周年と節目が重なり、大々的に特集を組んでいます。「行政書士の将来像～群馬会員が生き抜くために～」というテーマで記事を募集し、7名の会員から寄稿がありました。

(田中部員)

第110号(平成15年10月)



表紙写真は重要文化財「彦部家住宅(桐生市)」です。「県関係各課との業務指導連絡協議会」の報告記事が大きく掲載されています。当時の法改正で行政書士に代理権が付与されたことや、電磁的記録の作成が行政書士業務に追加されたことを踏まえた協議がなされています。

(田中部員)

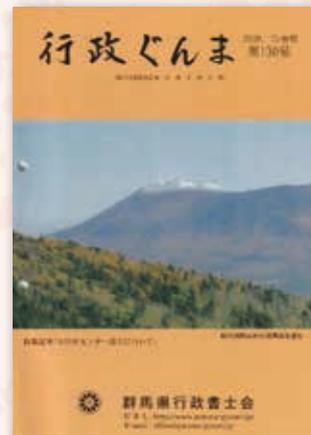
第120号(平成18年4月)



建築士による構造計算書偽装事件(2005年発覚)の余波で、建築確認制度や国交省の対応が引き続き社会問題に。また村上ファンド・ライブドア関連の株式市場混乱株式市場が大きく揺れた時期。小泉純一郎内閣のもとで、2007年の郵政民営化実施に向けた実務的準備が始まりました。

(柳部員)

第130号(平成20年10月)



リーマン・ショック世界に波及、9月15日にリーマン・ブラザーズが経営破綻。

その影響が10月に世界の株式・通貨・金融市場へ一気に拡大。

2008年当時、行政書士法の改正構想が法務省で具体化し始め、後の「特定行政書士制度(2014年施行)」につながりました。

(柳部員)

第140号(平成23年4月)



3月11日発生の東日本大震災(M9.0)から1か月。4月は全国的に「救援から復興へ」フェーズが移行。被災地(岩手・宮城・福島)では避難所生活が続き、ライフライン復旧も進行中。行方不明者の捜索、遺体の確認が続き、被害者数が日々報道されました。(柳部員)

第150号(平成25年10月)



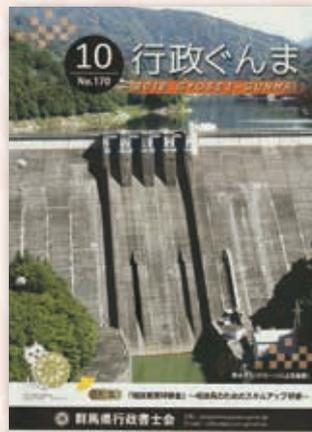
2020年東京五輪の開催が決定した年です(後に1年延期)。表紙写真の富岡製糸場は、この翌年に世界遺産登録されました。150号記念誌の特集として県知事・当会名誉会長(いずれも当時)大澤正明様からの寄稿、日行連会長(当時)北山孝次様からの祝辞が掲載されました。(廣川部員)

第160号(平成28年4月)



NHK大河ドラマ「真田丸」が放映された年であり、岩櫃城が所在した岩櫃山の早春の写真が表紙を飾りました。平成27年12月の特定行政書士の誕生を受け、日政連群馬支部長(当時)福田守様の記事「行政書士準司法手続き分野へ参入!!!」が掲載されました。(廣川部員)

第170号(平成30年10月)



この年の1月、草津白根山の噴火により死傷者が出ました。表紙には草木ダムの写真が掲載され、編集後記では、自然災害の脅威についてもふれられています。特集記事「スキルアップ!!相談業務研修会」では、行政書士ADRセンター東京の講師による研修会の内容が紹介されました。(廣川部員)

第180号(令和3年4月)



行政書士法制定70周年にあたる年での発行です。周年記念ごとに行なわれる知事表彰の受賞者についての案内がトップページになっています。通常であれば新年賀詞交歓会において知事から直接表彰されるものではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって1年程の時期であり、受賞者の案内にとどまる掲載になっています。(吉田副会長)

第190号(令和5年10月)



この年はワールド・ベースボール・クラシックで日本が3大会ぶりに世界一となりました。今年も開催され、日本の代表選手が活躍しておおいに盛り上がりました。行政ぐんまの表紙写真は広報部員が各々調達し、群馬の名所を紹介するなど好評を得ています。この号では高崎市の一郷山城の写真が使用されました。(吉田副会長)

創刊のことば

会 長 外丸 銈二

群馬県行政書士会会報の発刊にあたりまして、ひと言ご挨拶の言葉を述べさせていただきます。本会は、昭和二十五年九月、業者皆様が集まりまして創立されましたが、その後、昭和三十五年十月、画期的な法律の改正に伴いまして、行政書士法に基く強制団体として発足することになりました。

爾後六年あまりの歳月を経たわけではありますが、この間、初代会長故安藤宗太郎氏をはじめとして駒崎群治、水口善三郎両氏の歴代会長ならびに顧問前県議会議員深代永寿氏外、役員諸氏のひと方ならぬお骨折によりまして、本会の現在の隆昌発展をみることができました。その労に對しましてこの紙上をかり会員皆様と共に深く感謝申し上げる次第でございます。

人格識見共に優れた歴代会長のあとをつぎまして、不肖私が会長として選任されましたことは光栄の極みであります。と同時に、その責任の重大さを考えまして、及ばずながら最善の努力をさせていただき決心をもっているものでございます。これも役員ならびに会員皆様のご支援失くしては、会のより良い発展をのぞむことは至難でございますので、この機会をかりまして、合わせて皆様のご支援をかりまして、あわせて皆様のご支援ご協力下さるようお願い申し上げます。

さて、会組織運営確立の方法としまして、事務局を設立し、総務、企画、経理の三部を置き、理事の各氏にそれぞれ分掌していただき、会機能の運営活用を図ることいたしました。当面、会員相互の親睦に重点を置き、会報の発刊を企画し、理事会の全面的な賛同を得まして着手したわけですが、慣れない企画のことで、役員皆様の努力もなみたいていのことではなく、紆余曲折、ようやくにして創刊号の発刊を見ることができました。

会報発行の趣旨は、前に述べましたように会員の親睦に重点を置くことは勿論でございますが、あわせて法律の研究またはその資料、会員の品位向上のための論説等も掲載して、会員業務の確立に資していただくと同時に、またコントや歌壇等の欄を設けてバラエティに富んだ会報にしていきたいと願っている次第でございます。

会員皆様におかれましては、会報発刊の趣旨をご理解くださいます、多数の方々の忌憚のないご意見、感想、またはご自由な投稿を下さるよう期待しております。

古賢の言葉に「創造は、よりよく発展進化するためのものでなくてはならない。」私は、会員皆様と共に、会報が回を重ねるにしたがってその内容が充実向上し意義ある会報として成長していくことを心から祈つてやみません。

本号は創刊号の関係上、会報発刊の趣旨の広報に主眼をおいていますので、次号には、会員皆様の投稿をできるだけ掲載し、親しみ深い機関誌にしたいと考えている次第でございます。創刊号を発刊するにあたりまして、ご懇篤な祝詞をいただきました名誉会長神田知事殿に厚くお礼申し上げますとともに、役員各位のご労苦に対し深く感謝の意を表して、創刊のことばといたします。

昭和42年7月1日発行 「群馬県行政書士会 会報」より

令和8年

新年賀詞交歓会 開催報告



古田島 俊憲 群馬県行政書士会会長



75周年記念知事表彰受賞の様子
代表受賞者：桐生支部 矢内 万亀子 会員

広報部長 後藤 康德

令和8年1月16日(金)午後4時から、エテルナ高崎2階ヴァンベールで令和8年新年賀詞交歓会が開催されました。

山田英史副会長の開会のことばにつづき、古田島俊憲会長が挨拶に立ち、会長は1月1日に施行された改正行政書士法により行政書士の業務拡大や土業で初めてデジタル社会への対応が規定されるなど、行政書士に対する期待が高まっていることなどを踏まえ今後の希望と抱負を述べられました。

続いて、行政書士法制定75周年記念知事表彰が行われ、受賞者を代表して桐生支部矢内万亀子会員が山本一太群馬県知事から賞状を授与されました。これには、多くのご来賓から、受賞者に対するお祝いの言葉をいただきました。

次に、本会名誉会長の山本一太知事より祝辞をいただき、知事は日本行政書士会連合会宮本会長及び古田島会長との鼎談を行うなどしており、行政書士会との連携を強化していくとともに今後の活躍に期待を寄せられました。

日行連宮本会長の代理として関口隆夫専務理事から祝辞をいただき、長野会会長・日行連関東地方協議会和田英幸会長の乾杯のご発声となりました。

ご多忙な中駆けつけて下さった、中曽根康隆衆議院議員、福田達夫衆議院議員、小淵優子衆議院議員、福重隆浩衆議院議員、長谷川嘉一衆議院議員からご挨拶をいただき、群馬県議会議員を代表して伊藤清県議会副議長から祝辞をいただきました。

富岡賢治高崎市長、星名建市渋川市長、須藤昭男みどり市長から祝辞をいただき、日本行政書士政治連盟常任豊会長は祝辞とともに行政書士法改正の経緯などお話をいただきました。

終始心温まり喜びに包まれた新年賀詞交歓会となりました。参加者は、来賓55名(代理出席も含む)、会員54名、役員23名の合計132名です。

〔御来賓(順不同、一部登壇者を掲載、役職等は賀詞交歓会開催時点のもの)〕



山本 一太 群馬県知事



中曽根 康隆 衆議院議員



福田 達夫 衆議院議員



小淵 優子 衆議院議員



福重 隆浩 衆議院議員



長谷川 嘉一 衆議院議員



群馬県議会議員の皆様



左から、富岡賢治 高崎市長、星名建市 渋川市長、
須藤昭男 みどり市長



関口 隆夫 日行連専務理事



常住 豊 日政連会長



会場の様子

行政書士法制定75周年記念知事表彰 受賞者

支 部	氏 名
高 崎	吉田 憲一
桐 生	橋本千恵子
渋 川	後藤 康德
桐 生	矢内万亀子
渋 川	黒川美登枝
伊勢崎	清水 裕幸
前 橋	菅野 義郷
高 崎	富澤 將明

支 部	氏 名
桐 生	中山 一郎
館 林	千明 正由
前 橋	山田 英史
富 岡	清水 博文
安 中	須藤 修司
高 崎	大原 岳
太 田	柳 芳信
桐 生	荒井 伸一

お 願 い

行政書士法第6条の4では、「行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。」とあります。

氏名、事務所所在地、本籍、自宅の住所に変更が生じた場合は、変更登録申請書を提出してください。

業 務 相 談 に つ い て

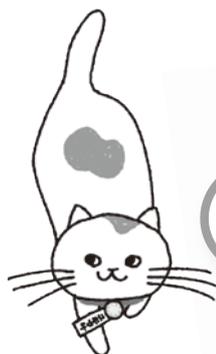
会員の皆様が業務を行ううえで、「他の行政書士はどのように処理しているのだろうか?」と疑問に思ったことや、「官公署ごとに運用が異なるので困った。」ということはありませんか。

こうした疑問や困りごとに対応するため、業務推進グループでは「業務相談」を行っています。

質問がある方は、業務推進グループ(本会)あてにメール等でお問い合わせください。

注: 抽象的な御相談にはお答え致しかねます。





知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

02

今回は、日行連が実施する研修会を受講し、合格することで名称を使用することができる分野についての登録者数及びそれらの業務概要についてご報告します。

1. 申請取次行政書士（登録者：195名）

申請取次行政書士とは、出入国管理に関する研修を修了し、入管へ届け出た行政書士のことを言います。外国人本人に代わって、在留資格の申請などの手続きを代行します。また、外国人本人からすると申請取次行政書士に依頼することにより、窓口への出頭が免除され、仕事や学業に専念することができるというメリットがあります。

行政書士職務基本規則では、不正な申請取次等の禁止事項として、「申請取次行政書士は、申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請取次をしてはならない。」（第61条第3項）とあります。業務を遂行する際には、遵守していただくようお願いいたします。

2. 特定行政書士（登録者：122名）

行政書士法の一部が令和8年1月1日に改正施行されました。これにより、特定行政書士の業務範囲が拡大されました。具体的には、行政に対する不服申立て手続きの代理が、「行政書士が“作成した”官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が“作成することができる”官公署に提出する書類に係る許認可等に関するもの」になりました。これにより、行政書士以外の方が申請し不許可になった場合でも、特定行政書士が不服申立ての代理ができることになりました。

3. 著作権相談員（登録者：112名）

以下は、著作権相談員の主な業務です。

- ・ライセンス契約書作成支援
- ・著作権者不明等の場合の裁定申請
- ・著作権登録申請
- ・著作権等管理事業者登録申請

著作権相談員養成研修の講義は、日行連ホームページで公開されており、以下手順により確認することができます。

（会員ログイン → 中央研修所研修サイト → 講座一覧 → 業務研修 → 著作権相談員養成研修）

全会員数（1,109名）に対する登録者数割合は、いずれも10%台にとどまっています。一人でも多くの方が研修会を受講、そして合格していただき、各分野においてご活躍いただくことを切に願っております。

（※登録者数・会員数はいずれも令和8年2月25日現在）

行政書士記念日対面無料相談会開催のご報告

広報部部員 小林 大栄

令和8年2月20日(金)13時から16時に、本会広報部(相談員6名)、コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部(相談員2名)、業務推進グループ相続業務分科会(相談員2名)の共催で、「行政書士対面無料相談会」を前橋商工会議所3階アイビーで実施しました。相談時間は最大で1時間としました。相談ブースは5箇所を設けて、13時に5組、14時に5組、15時に5組を予定しました。

相談会の告知方法は、例年どおり、上毛新聞、読売新聞、群馬県行政書士会HP、FMぐんま、を活用しました。

特に、FMぐんま、30秒スポット広告からの集客を期待していました。群馬県は自動車県なので、運転しながら、ラジオを聴く習慣は他県よりも、頻度があると考えています。通勤時間帯におけるスポット広告は予算の都合上、今回は利用できませんでした。

相談内容、周知方法ごとの相談件数については、以下の集計表の通りです。

過去の相談内容を含め、今後、相続関係の相談が増えることが想定されます。それは法改正により、相続登記の申請が義務化されたためです。

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ったときは、10万円以下の過料が適用される可能性があります。その法制化で相続人への心理的圧力は図り知れないと考えます。

相談者の皆様から「相談して気持ち楽になった」と感想をいただき、相談会を実施した甲斐がありました。今後、私達、行政書士は相談者の悩みを解決するためのお助け人として相談員になることが求められます。無料相談会の企画を通して、行政書士は争族問題を防止する相談員として取り組むことが必要です。

〈 令和7年度行政書士記念日無料相談会 実施結果 〉

①相談内容

相談内容	人数
遺言・相続・成年後見	6
その他(許認可関係)	1
その他(権利義務・事実証明)	1
総計	8

①周知方法

周知方法	人数
読売新聞	3
ホームページ	2
上毛新聞	2
その他	1
総計	8



月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
1	5	新年の挨拶(群馬県庁)		古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長
1	9	広報部会	①行政ぐんま199号の校正について ②令和7年度行政書士記念日事業について ③令和7年度広報部予算執行状況と令和8年度予算案について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
1	13	国際業務デジタル社会部	<協議事項> ①令和8年度事業について <報告事項> ①東京入管高崎出張所で実施する無料相談について ②入管業務研修について	吉田副会長、服部部長、佐藤副部長、岩井、田島、大竹各部員
1	14	職務上請求書払出し日		中澤、太田各理事
1	15	業務推進グループ会議	<協議事項> ①令和8年度事業計画・予算案について <報告事項> ①入管業務研修会/事例発表会について ②広報月間における挨拶回りについて	古田島会長、山田副会長、飯島GL、佐藤SGL、中山、堀越、渡邊、森田、田沼、鈴木、新井(優)、穂苺、新井(清)、田島、中澤、根岸各G担当員
1	16	令和8年新年賀詞交歓会(エテルナ高崎)		
1	19	封印管理委員会	①令和8年度事業計画・予算案について	古田島会長、尾池委員長、山田副委員長、矢嶋、鈴木、河野、中村各委員
1	20	法規監察部会	<協議事項> ①令和8年度事業計画・予算案について ②法教育事業への取り組みについて <報告事項> ①行政書士制度広報月間における監察活動について	古田島会長、亀田副会長、塩野部長、本間副部長、田中、徳江各部員
1	22	許認可業務・法務業務部会	①令和8年度事業計画・予算案について	菅野部長、高橋(憲)副部長、尾池、藤生、高橋(一)各部員
1	28	職務上請求書払出し日		山田副会長、塩野常任理事
1	28	総務部会	<協議事項> ①令和8年度事業計画・予算案策定及び令和7年度会務報告について ②令和8年度定時総会について ③令和8年度顕彰者及び記念品について ④日行連登録事務手続きのオンライン化(各種証明書発行)について <報告事項> ①群馬県知事・日行連会長・群馬会会長との鼎談について ②入会前説明会について	古田島会長、中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
1	29	常任理事会	<協議事項> ①令和8年度定時総会について ②理事会の質問について ③群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会連携に関する確約書について ④苦情案件について <報告事項> ①各部からの報告事項について	古田島会長、山田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
1	29	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

会務報告 2月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
2	2	経理部会	①令和8年度事業計画について ②予算案の策定について ③新公益法人会計の決算書について	古田島会長、山田副会長、武田部長、黒川副部長、大橋部員、富沢専門員
2	4	広報部会	<協議事項> ①行政ぐんま200号の企画について ②令和7年度記念日事業について <報告事項> ①日行連全国広報担当者会議について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
2	12	職務上請求書払出し		武田常任理事、清水理事
2	18	車庫証明・自動車登録の基礎に関する研修会 「行政書士法の改正による自動車関係業務への影響について」 講師:会長 古田島 俊憲 「車庫証明の基礎」 講師:封印管理委員会委員 鈴木 武明 「自動車登録の基礎」 講師:封印管理委員会委員 河野 晶一		藤生、高橋(一)各部員
2	19	広報部会	①行政ぐんま200号の編集について ②令和7年度行政書士記念日事業について ③令和8年度広報部予算について ④アイクルーとの契約更新について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
2	19	業務推進グループ 入管業務分科会	①入管業務に関する事例研究・意見交換等	田島渡分科会長、岩井和幸副分科会長
2	20	行政書士記念日対面無料相談会(前橋商工会議所会館)		吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員 (公社)コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部: 佐藤美保子広報部長、萩原洋一総務部長 業務推進グループ相続業務分科会: 中澤望分科会長、中西浩子分科会員
2	20	入会前説明会		古田島会長、中島副会長、上原部長
2	24	士業協議会 定例会		古田島会長、山田副会長
2	26	入会式 4名		古田島会長
2	27	常任理事会	<協議事項> ①令和7年度事業報告案及び令和8年度事業計画案並びに予算案について ②令和8年度顕彰者について <報告事項> ①群馬県士業協議会定例会について ②令和7年度行政書士試験結果について ③各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
2	27	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



令和8年 日行連新年賀詞交歓会出席報告

広報部長 後藤 康徳

令和8年1月23日（金）正午より、ホテルオークラプレステージタワー1F「平安の間」において、令和8年新年賀詞交歓会が開催されました。

日行連原田誠副会長の「開会のことば」につづき、日行連宮本重則会長、日政連常住豊会長、コスモス田後隆二理事長が希望に満ちた新年のご挨拶をされました。

林芳正総務大臣は、祝辞の中で行政書士法が改正され行政書士に対する期待が高まっているとして、今後の活躍に期待を寄せられました。

引き続き、多くの各党の国会議員のご来賓から祝辞、行政書士への期待のご挨拶をいただき新年賀詞交歓会は盛会となりました。

なお、賀詞交歓会に先立ち、午前11時から「曙の間」において記念講演会が行われました。宮本会長のあいさつ、片山さつき財務大臣から祝辞をいただいた後、総務省自治行政局小川康則局長が「行政書士制度75年の歩みについて」と題して講演くださり、制度の歩み、発展経緯、今後の期待などお話しくださいました。今回の改正行政書士法は、75周年にふさわしい法改正であったとして祝意を表されました。



令和7年度 全国広報担当者会議出席報告

広報部長 後藤 康德

日時 令和8年1月28日（水）14：00～17：00
場所 日本行政書士会連合会 第一会議室
出席者 日行連役員 10名
単位会担当者 会場参加 19名
オンライン参加 28名 合計57名

事例発表・意見交換

- (1) 広報活動におけるSNSの利用について
- (2) 広報活動におけるAIの利用について
- (3) 広報グッズについて

議事概要

- (1) 広報活動におけるSNSの利用について

X(旧twitter)、Facebook、YouTube、Instagram、noteのいずれかを利用しているのは19単位会（内、複数利用は7単位会）でした。連合会はX(旧twitter)を利用し、日行連のホームページのお知らせに飛ぶリンクを発信しています。

担当者を、広報部全員としている単位会、また2名のデジタル担当と特定の事務局員としている単位会などありました。利用をX(旧twitter)にしぼり、フォロワーを300人半ばから1000人を目指したいとする事例もありました。

- (2) 広報活動におけるAIの利用について

ChatGPT、Gemini、Copilot、Canvaのいずれかを利用しているのは6単位会（内、複数利用は3単位会）でした。利用用途は、主に文書生成やチラシの作成です。

- (3) 広報グッズについて

10単位会が、広報グッズを持ち込み展示して紹介を行いました。目新しいところでは、リフレクター・小型ポーチなどがありました。群馬会としては、リーフレット・ポケットティッシュ・クリアファイル・ボールペン・付箋を持ち込みましたが、概ね好評でした。特に、ポケットティッシュは質が良いというお声を複数いただきました。他の単位会の担当者とグッズについて、ざっくばらんに意見交換できたことは今後の参考になりました。

SNSを単位会として活用し広報活動を行うことは有益ですが、担当者の選定方法や継続性、炎上に注意を払うことなど検討すべき事項も存在します。今後広報部としても検討してまいりたいと考えます。AIの利用についても研究、検討し広報作業の効率化を図れば良いと思料します。

様々気づきがあった広報担当者会議であり、有意義であったことをご報告いたします。

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・〈国土交通省〉リサイクル料金の預託証明の電子化について
- ・〈警察庁〉e-Govによる警察関係のオンライン手続について
- ・〈日行連〉令和8年度申請取次関係研修会の開催予定について
- ・〈国土交通省〉下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- ・〈国土交通省〉通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集について
- ・〈出入国在留管理庁〉在留申請オンラインシステムの更改について
- ・〈出入国在留管理庁〉在留カード等とマイナンバーカードの一体化に係る周知用ポスターについて
- ・〈法務省〉電子定款の認証に係る嘱託手続の運用の改善について
- ・〈厚生労働省・国土交通省〉建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について
- ・〈中央研修所〉中央研修所研修サイトVOD 講座「行政書士コンプライアンス研修『行政書士法』」について
- ・〈日行連〉デジタル資格者証の取得について
- ・〈法務省〉電子定款の認証に係る嘱託手続における登記・供託オンライン申請システムの利用に係る注意点について
- ・〈国土交通省〉発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・〈群馬会〉変更登録申請時の個人番号（マイナンバー）提出必須化について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

お願い・連絡事項

会員各位

群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

行政書士の変更登録の申請時に個人番号（マイナンバー）の提供が必須となります

日頃より、本会会務運営に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日行連発行「日本行政1月号」において、行政書士資格のオンライン・デジタル化の開始の周知がありました。

このことにより、令和8年2月2日に関係規則が施行され登録事務における個人番号（マイナンバー）の取扱いが開始されることになり、令和8年2月2日以降に変更登録の申請をする際には、個人番号（マイナンバー）の提出が必須となります。

（※ただし、令和8年5月1日までの3ヶ月間は提出が猶予されます。）

当該取扱いは、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」との連携開始において、住民基本台帳法及び番号利用法による情報提供を受けるために必要なものであり、会員情報の正確性の向上及び手続の効率化を目的としています。

マイナンバーの提出は1度のみとなります。

なお、行政書士名簿とデジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」との連携開始に伴い、マイナポータルを通じて、行政書士としてのデジタル資格者証の表示および取得が可能となります。デジタル資格者証を取得された場合はマイナンバーの提出の必要はありません。

デジタル資格者証の取得については、マイナポータル公式サイトの手操作マニュアル (<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>) をご確認ください。

●変更登録に追加された添付書類

- ・マイナンバーカードの写し（両面をA4の紙に複写）
- ※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記のいずれか
- ・個人番号通知書（両面をA4の紙に複写）＋運転免許証（顔写真入りの身分証明書）
- ・マイナンバー入りの住民票＋運転免許証（顔写真入りの身分証明書）

上記の書類を長3以上の大きさの封筒に入れ、中が見えないようにのり等で封をしてください。封筒の表紙には、「群馬県」と「氏名」を記載してください。

●補 足

令和7年6月29日、30日に開催された、日本行政書士会連合会の定時総会において、登録（日行連会則第39条）及び変更登録（日行連会則第44条）の申請の際に、個人番号カードを添付する旨の会則改正議案が提案され可決承認されました。

当該決定に対し、令和7年8月29日に総務大臣より認可をされました。

その後、令和8年1月22日、日行連理事会において、日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正が承認され、令和7年8月29日に認可された改正会則第40条第2項第二号及び第44条第2項の規定については、令和8年2月2日から施行することが決定しました。

●参 考

日行連会則第44条（変更登録の申請）

行政書士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、行政書士変更登録申請書（以下「変更登録申請書」という。）に必要な書類を添付して、遅滞なく、第39条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を経由して本会に提出しなければならない。

- 2 変更登録申請書に添付すべき書類は、氏名、本籍、住所、事務所の名称、事務所の所在地の変更を証する書類及び第40条第2項第二号に掲げる書類（既に個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した申請書等を本会に提出しているときその他本会が個人番号を利用してその者の住所の変更を把握し得る状態にある場合を除く。）とする。
- 3 本会は、単位会から変更登録申請書の進達があったときは、登録事項の変更をするものとする。

日行連会則第40条第2項第二号

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項の規定する個人番号カードをいう。）の写し又は登録事項を証する書類として規則で定める書類

※現在登録をされている事項に変更が生じている場合は、遅滞なく群馬会事務局を経由して変更登録申請の手続きをしてください。

令和8年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区分	納入金額
第1期 (4.5.6.7月分)	20,000円
第2期 (8.9.10.11月分)	20,000円
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第1期	第2期	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和8年 4月30日	令和8年 8月31日	令和8年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和8年 4月22日	令和8年 8月24日	令和8年 12月22日
ゆうちょ銀行	令和8年 4月22日	令和8年 8月24日	令和8年 12月22日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

分科会員の募集について

1. 分科会について

業務推進グループが細則に基づいて設置した、①会員相互の情報共有、②諸課題への取り組み(共同受任等)、③諸課題の調査研究、④勉強会等の開催、⑤実務者の把握(実務者名簿の作成)、これらの取り組みを行うための集まりです。

分科会は、部や委員会などの、執行部による意志決定を実現するための部門とは異なり、上記の取り組みを自発的、自立的に行う機関と位置づけられています。

分科会の活動は、あくまでも構成員の自発性に委ねられることとなりますので、互恵的に交流し、学んでいくことについて、一定の理解があることが構成員にとって最も大切です。

最終的には、業務に長けた会員を実務者名簿にとりまとめて、それを、本会や支部が開催する研修会の講師、事例発表会での発表者、外部機関からの要請に応じて派遣する各種相談会での相談員、第三者委員会の委員等を選任する際や、困っている住民に行政書士を紹介する際に積極的に活用していく予定です。

2. 応募について

(1) 応募方法 次の①～④を次のEメールアドレス宛にお送りください。

office.kk@gunma-gyosei.jp (担当：加藤)

- ①氏 名
- ②会員番号(8ケタではない方の番号)
- ③携帯電話
- ④参加を希望する分科会の名称(建設業務分科会、相続業務分科会、入管業務分科会)

(2) 応募期間 令和8年5月15日(金)まで

※今後も定期的に募集を行う予定です。

3. 分科会の活動予定について

年に1～2回程度、情報交換会、勉強会等を開催する予定です

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について (令和8年4月～令和8年10月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 令和8年4月～令和8年10月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月
8日(水)	13日(水)	10日(水)	8日(水)	12日(水)	9日(水)	14日(水)
22日(水)	27日(水)	24日(水)	22日(水)	26日(水)	24日(木)	28日(水)

2. 金額 1冊 2,200円（税込）

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証（写）
使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）

4. 郵送による購入（払い出しは本人限定受取郵便に限る）

郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証（写）、使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）を簡易書留またはレターパックプラス（青色のレターパックライトは不可）でお送りください。

ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

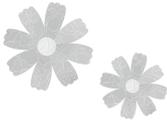
5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp

FAX 027-233-2943

払出日3日前まで予約受付（土日祝除く）

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。
購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。

コスモスぐんま活動のご案内



2026年は制度改革の年

— 成年後見制度見直しの動向と支部としての対応 —

コスモスぐんま広報部長 佐藤 美保子

2026年1月1日、改正行政書士法が施行されました。使命・職責規定の明確化や業務範囲の整理などを含む今回の改正は、行政書士の専門性と社会的責任を改めて位置づけるものであり、本年が「制度改革の年」であることを強く印象づけています。

こうした中、成年後見制度についても、現在、法制審議会において見直しの議論が進められてきました。所管する法務省が公表している資料では、現行の「後見・保佐・補助」という三類型の見直し、必要な範囲に限定した柔軟な権限付与、制度の途中終了の可能性、本人の意思の尊重・自己決定支援の強化を重視した制度設計などが論点として示されています。

また、成年後見制度利用促進基本計画を所管する厚生労働省からも、地域支援体制や制度運用に関する資料が公表されています。もっとも、これらはいずれも審議段階の内容であり、改正内容や施行時期が確定しているものではありません。今後、答申・法案提出・国会審議を経て具体的な制度像が明らかになる見込みです。

成年後見制度は、任意後見契約書作成支援や権利擁護実務など行政書士の業務と密接に関連する分野です。制度の方向性によっては、受任体制や説明方法の見直しが求められる可能性もあります。この点につきましては、コスモスぐんまにおいて審議動向を継続的に整理し、皆さまに随時情報提供してまいります。併せて各支部の研修会・勉強会への講師派遣も承る予定です。現時点で公表されている資料に基づき、改正の方向性や実務への影響、説明時の留意点を整理して

提供し、改正確定後は最新情報に基づく解説を速やかに行う計画です。

行政書士法改正に続き、成年後見制度の見直しが実現すれば、権利擁護実務は新たな段階に入ることになります。制度の変化を的確に捉え、皆さまが安心して実務対応できるよう、支部として情報収集と発信に努めてまいります。

出典：厚生労働省公表資料より引用

法定後見制度の見直しの概要			
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度		
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている		
対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助	保佐	後見
支援を行う者	補助人	保佐人	後見人
支援の内容	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		
見直し後の制度	適用範囲の拡大		廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
必要とする支援の内容	代理 特定の行為の代理	取消し 重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	取消しの特例 重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

コスモスぐんま活動のご報告

初めての伊勢崎相談会開催に携わって

コスモスぐんま 大和 成子

コスモスぐんまでは、永年にわたり高崎において成年後見、相続、遺言等に関する相談会を開催し、会員が相談員として参加するとともに、実務研鑽の場としても活用してきました。継続的な取り組みを通じて、地域における成年後見制度の周知と相談体制の整備を図ってきました。

東毛地域においても後見制度および「コスモス成年後見サポートセンター」の周知を進めるとともに、「どこに相談してよいかわからない」という課題を抱える地域住民の一助となること、さらに相談員にとっても新たな事例に触れる学びの機会となることを目的として、今回の伊勢崎相談会開催に携わりました。

周知活動としては、相談会チラシに「コスモス成年後見サポートセンターとは」と題し、①日本行政書士会連合会が設立した公益社団法人であること、②高齢者・障害者等が自らの意思に基づき、その人らしい自立した生活を送れるよう支援し、権利擁護と個人の尊厳の保持を目的としていることを明記しました。

また、伊勢崎市役所人権課にて相談会開催のお知らせを広報へ掲載いただき、市内各公民館、行政センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健センター、伊勢崎市民病院、保健福祉事務所、図書館等にチラシを配架いただくことができました。

当日は年の瀬に近い土曜日でしたが三組の来場があり、遺言書のある相続手続、終了した相続の確認、配偶者の相続手続および自身の将来への備えなど、多様な内容の相談をお受けしました。限られた時間ではありましたが、相談者の不安軽減と今後の方向性整理の一助となる機会となりました。

今回の開催を通じ、東毛地域における相談体制の必要性と周知活動の重要性を改めて実感いたしました。

今後も継続的な取り組みにより、地域に根ざした権利擁護支援体制の構築を目指してまいります。



写真：伊勢崎相談会当日の様子



群馬県社会福祉協議会 群馬県社会福祉協議会 群馬県社会福祉協議会



令和7年度 第2回

群馬県成年後見制度利用促進協議会 開催報告

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

令和8年2月2日、群馬県社会福祉総合センターにおいて「成年後見制度利用促進会議」が開催された。本会議は県の委託事業として群馬県社会福祉協議会が主催し、群馬弁護士会、司法書士会（リーガル）、社会福祉士会（ぱあとなあ）、行政書士会（コスモスぐんま）、社会保険労務士会、前橋家庭裁判所、県社会福祉部の参加で行われた。

会議の目的

成年後見制度の円滑な利用を推進し、権利擁護の体制を強化するため、各専門職団体や行政機関が一堂に会し、情報共有と意見交換を行うことを目的としている。

主な議題

①令和8年度以降の県による取組について

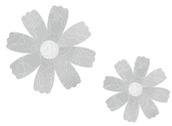
市民後見人養成研修を実施する予定である。また、昨年度に引き続き、法人後見立ち上げ支援事業、市町村長申立研修、意思決定支援研修、県単位の協議会設置などの取り組みを継続して進めていく。さらに、今年度は新たに生活困窮者支援事業にも着手する。これらの事業は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和8年度まで）に基づき、制度の利用促進と地域における支援体制の強化を図るものである。

②令和8年度における市民後見人養成講座事業の実施について

前回の会議を踏まえ、今回は養成研修の具体的なカリキュラムが示された。また、受講終了後の支援体制についても市町村社協との連携が示され、市民後見人の選任後には中核機関による支援機能や、市町村社協等によるアフターケアが行われることが確認された。これらを踏まえ、研修受講から後見人選任、さらに選任後のフォローアップ体制まで、一連の流れについて意見交換が行われた。

③圏域別情報交換会の概要報告について

県社協から、成年後見制度利用促進事業に関する圏域別（中毛・西毛・利根沼田・吾妻・東毛）の情報交換会の概要報告があった。情報交換会には市町村行政、市町村社協、県行政、県社協が参加し、各地区が抱える課題や今後取り組むべき問題について意見交換が行われたことが報告された。



コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

コスモスぐんまでは、高崎市で毎月開催している無料相談会に続き、伊勢崎市においても無料相談会を初めて開催いたしました。また、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行いながら、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

集合研修は開講式と考査・修了式の2日間のみ。その間の研修は基本にご自宅や事務所でのVOD視聴ですので、ご自分のスケジュールで受講できます。後見制度について学んでみませんか？

ぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしています！

研修内容

【場 所】 高崎市総合福祉センター 1階 会議室1

高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

【研修日時】 ①開講式 令和8年6月27日(土) 13:30 受付

②考査・修了式 令和8年7月18日(土) 13:30 受付

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。

【費 用】 15,000円(公式テキスト代含む) ※開講日にご持参ください。



※研修のみでもOK!受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。(研修を修了しないと後見保険加入はできません。)

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。(希望しない場合は申し出てください)



【問合せ先・事務局】 公益社団法人コスモス成年後見サポーターセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切:令和8年5月31日(日)まで】

申込書

入会前研修会に申し込みたいします。

宛先FAX

027-233-2943

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

号

事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

FAX

新入会員

	<p>会員番号 第3571号 氏名 <small>オ</small>緒 <small>ガタ</small>方 <small>ダイ</small>大 <small>スケ</small>輔 所属支部 太田 入会日 2026. 2.15</p>		<p>会員番号 第3572号 氏名 <small>タ</small>田 <small>ジマ</small>島 <small>マユミ</small>真由美 所属支部 太田 入会日 2026. 2.15</p>
	<p>会員番号 第3573号 氏名 <small>ホシ</small>星 <small>ノ</small>野 <small>ツネ</small>恒 <small>オ</small>夫 所属支部 前橋 入会日 2026. 2.15</p>		<p>会員番号 第3574号 氏名 <small>マツ</small>松 <small>ウラ</small>浦 <small>ユキ</small>幸 <small>エ</small>江 所属支部 伊勢崎 入会日 2026. 2.15</p>
	<p>会員番号 第3575号 氏名 <small>スズ</small>鈴 <small>キ</small>木 <small>ヒロ</small>洋 <small>マサ</small>雅 所属支部 高崎 入会日 2026. 2.15</p>		

06

〔入会者〕

会員番号	登録番号	事務所名称	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名			業務内容	兼業
3571	2614 0586	緒方行政書士事務所	373- 0851	太田市飯田町1395番地1 2階 0276-47-1030		司
		<small>オ</small> 緒 <small>ガタ</small> 方 <small>ダイ</small> 大 <small>スケ</small> 輔				
3572	2614 0587	にいろく行政書士事務所	373- 0033	太田市西本町64-12 ウイングV-105号 070-9456-2626 niiroku.office@gmail.com		
		<small>タ</small> 田 <small>ジマ</small> 島 <small>マユミ</small> 真由美				
3573	2614 0588	星野行政書士事務所	379- 0007	前橋市上泉町397番地6 027-263-3737		
		<small>ホシ</small> 星 <small>ノ</small> 野 <small>ツネ</small> 恒 <small>オ</small> 夫				
3574	2614 0589	松浦行政書士事務所	370- 1133	佐波郡玉村町上新田1559番地 アイズ・ヴィラB105 080-1021-6001		
		<small>マツ</small> 松 <small>ウラ</small> 浦 <small>ユキ</small> 幸 <small>エ</small> 江				
3575	2614 0590	行政書士鈴木洋雅事務所	370- 0852	高崎市中居町四丁目4番地19 090-2149-1336		理
		<small>スズ</small> 鈴 <small>キ</small> 木 <small>ヒロ</small> 洋 <small>マサ</small> 雅				

〔法人新規登録〕

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12508 2600101	行政書士法人 久保田事務所	〒371-0007 前橋市上泉町 204 番地	050-3196-3320 (027-212-4326)	久保田茂雄	

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考		頁			
		氏	名			業務内容	兼業				
3564	2514 6667	キク	チ	ミツ	キ	372- 0007	伊勢崎市安堀町 1878 番地 1			76	
		菊	地	瑞	記						
3521	1008 2258	ムラ	タ	キョウ	コ	370- 0801	高崎市上並榎町 628-2 第 2 山田ビル 2F			61	
		村	田	京	子						
2987	1214 2072	行政書士法人久保田事務所		ク	ボ	タ	シゲ	オ		30	
		久保田	茂雄								
3459	2314 2626	特定行政書士赤城サポートオフィス		イシ	バシ	ヒロ	ナカ			36	
		石	橋								広
3219	1814 1094	アラ	イ	タカ	オ	371- 0007	前橋市上泉町 392-2 027-287-3003			33	
											新
3515	2414 3936	行政書士高山康男事務所		タカ	ヤマ	ヤス	オ	370- 1203	高崎市矢中町 46 番地 2 ロキシー・プラセール 202 号		61
		高	山								
3497	2414 1718	イシ	ハラ	エ	リ	カ	379- 2304	太田市大原町 503-5 070-9148-1539			86
3527	2514 1398	ワダチ行政書士事務所齋藤拓也		サイ	トウ	タク	ヤ	379- 2304	0276-51-7850		143
		齋	藤								

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
館 林	3 2 0 6	平塚 貴史	令和7年12月31日	廃 業
前 橋	3 3 7 1	阿部 廉	令和8年 1月31日	廃 業
前 橋	2 4 8 8	岡村 親男	令和8年 1月31日	廃 業
安 中	2 1 5 9	金澤 朋子	令和8年 1月28日	廃 業

(届出受付順)

会員名簿（令和7年10月15日現在）における名簿訂正について

会員名簿（令和7年10月15日現在）の記載内容に、誤りがございました。ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。下記の通り訂正させていただきます。

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	訂正箇所	頁
		氏 名				
3447	2314 1676	ク ボ ナツエ 久 保 奈津江		kenyuko1224@gmail.com	メールアドレス	59
1661	8114 0947	モ ギ ミノル 茂 木 実		mj-minoru@nifty.com	メールアドレス	22

06

編集後記

行政書士制度は、本年2月22日で75周年を迎え、それに符合するように改正行政書士法が本年1月1日に施行されました。また、群馬会の広報誌である「行政ぐんま」は、本号で創刊200号に達しました。これらの慶事に対しそれぞれ特集で記念記事を掲載し、更に記念として新年賀詞交歓会や記念記事にカラー印刷を施し誌面に彩りを添えました。

行政書士制度75周年の特集では、当会名誉会長山本一太群馬県知事、宮本重則日本行政書士会連合会会長及び古田島俊憲群馬県行政書士会会長の三者による鼎談が実現し、表紙の写真にもその際の一葉を掲載させていただきました。

「行政ぐんま」200号記念特集では、創刊号に掲載されている第5代外丸会長の「創刊のことば」や既刊の一部を改めて紹介させていただきました。楽しんでお読みになっていただけますと幸いです。

今回の改正行政書士法は、業務範囲の拡大やデジタル社会への対応について士業法として初めて努力義務として規定されるなど、75周年にふさわしい一線を画する法改正であると期待が高まっているところです。行政書士は今大きな節目に立っていると良いでしょう。この社会からの確かな期待に応えるべく、今後様々な取り組みが行われていくものと思われまます。

「行政ぐんま」は、新時代の行政書士制度、また業務の向上に貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。会員各位や読者の皆様の変わらぬご指導お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

広報部長 後藤 康德



行政ぐんま
第200号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康德(渋川支部)
同 副部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

行政書士

Q & A

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明書の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-04



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

